

心豊かな暮らしをスポーツの力で!

事業推進ビジョン

平成30年 3月



一般財団法人 雫石町スポーツ協会

目 次

I 事業推進の基本方針

1	ビジョンの目標期間	1
2	事業推進基本目標	1
3	事業推進の基本体制	2

II 事業の展開

目標 1	競技力の向上	3
目標 2	生涯スポーツの推進	4
目標 3	地域活性化の推進	5
目標 4	スポーツ環境の充実	6
目標 5	組織運営の強化	7

III 事業の具体策

目標 1	競技力の向上	9
目標 2	生涯スポーツの推進	10
目標 3	地域活性化の推進	11
目標 4	スポーツ環境の充実	12
目標 5	組織運営の強化	13

計画表

(一財) 雫石町スポーツ協会事業推進ビジョン主要事業年次進行計画	19
----------------------------------	----

一般財団法人雫石町スポーツ協会事業推進ビジョン
～ 心豊かな暮らしをスポーツの力で！ ～

はじめに

雫石町スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、昭和58年4月に法人として設立して以来、雫石町における体育・スポーツの普及振興を図り、町民の体力向上及びスポーツ精神の涵養、そして、町内児童生徒の健全育成に資することを目的として活動を行っています。

本協会は、加盟26団体並びに町教育委員会をはじめ各関係機関団体等と連携・協力のもとに、各種のスポーツ大会やイベントのほかスポーツ教室並びに研修会などを開催するとともに、指導者やスポーツリーダーの育成など、多様な町民のニーズに対応するための事業を実施しています。

また、平成18年度から町営体育館や野球場をはじめとする公共スポーツ施設の指定管理者として、利用者のサービス向上と町民による多様なスポーツ機会の拡大を目指してスポーツ環境の整備・充実に努めています。

しかし、本協会が生涯スポーツや競技スポーツの更なる振興を図るためには、町行政と一体となり関係機関団体や加盟団体との連携・協力を一層強化し、組織力を強化することが極めて重要であり、それに向けて取り組むべき課題は少なくありません。

雫石町では、「すべての町民がスポーツを通じて生涯健康で心豊かに暮らせるまち」を目指し、平成29年度から平成35年度までを期間とする、「雫石町スポーツ推進計画」を策定しました。

この「事業推進ビジョン」は、本協会が、雫石町スポーツ推進計画を実践する中心的役割を担うとともに、本協会のあるべき姿・進むべき方向を明らかにし、多くの町民のご理解とご協力のもとに、「心豊かな暮らしをスポーツの力で！」を実現するための指針として策定するものです。

雫石町スポーツ協会のあるべき姿・進むべき方向！

本協会は、今後においても、雫石町の町民スポーツを統括する唯一の団体として、雫石町における生涯スポーツ及び競技スポーツの普及・発展に努め、スポーツ文化の発展と活力ある地域社会づくりのために果敢に挑みます。

そのため、これまで以上に加盟団体やその会員と連携し、町民スポーツの普及発展と競技力向上に努めるとともに、町民が「いつでも、どこでも、誰でも」気軽にスポーツに接することで、子どもの健全育成と成人や高齢者の健康維持増進に寄与する活動に取り組めます。また、既存の社会体育施設の有効な利活用を進め、スポーツ施設の環境を整備するとともに、各種大会やスポーツ合宿の誘致による交流人口の拡大を通して地域社会の活性化促進に努めます。

本協会は、その存在意義と役割を明確にしてこの事業推進ビジョンを着実に実行することで、すべての町民がスポーツを通じて生涯健康で心豊かに生き生きと暮らせる町づくりを目指します。

I 事業推進の基本方針

スポーツは、「する人」「みる人」「支える人」それぞれに大きな感動や夢と希望を与え、明るく活力に満ちた社会の形成及び人々の心身の健全な発達のために不可欠なものとなっています。また、スポーツは、青少年の健全育成や自己実現、地域コミュニティの形成、高齢者の生きがい対策など、様々な社会教育的効果があり、生涯にわたってスポーツを体験することは極めて重要な意義を有しているほか、スポーツツーリズムへの取組みなどにより地域づくりや地域の活性化にも寄与するものです。

本協会は、この事業推進ビジョンにもとづき、スポーツ協会のあるべき姿・進むべき方向をしっかりと見据えた活動を行い、町民とともに歩むスポーツ推進団体として一層の進化を目指します。

1 ビジョンの目標期間

この事業推進ビジョンは、平成30年度から平成35年度までの6年間を目標期間として推進します。

2 事業推進基本目標

(1) 競技力の向上

加盟競技団体の競技力の向上を図るとともに、将来トップアスリートとして活躍する人材の発掘と育成及び選手強化を目指す。

(2) 生涯スポーツの推進

町民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康で心豊かに生き生きと暮らすことができる環境づくりを目指す。

(3) 地域活性化の推進

スポーツ交流人口を増やす取組みなどにより、スポーツの力により活力ある地域社会づくりを目指す。

(4) スポーツ環境の充実

町民の誰もが、いつでもどこでも気軽にスポーツに参加できるよう、充実したスポーツ施設環境と指導体制の充実を目指す。

(5) 組織運営の強化

町のスポーツ推進団体及び社会体育施設の指定管理者として自覚のもと、自立した組織運営のために組織力の強化を目指す。

3 事業推進の基本体制

本協会が事業を推進するにあたっては、加盟団体と緊密な連携を図るとともに、特に、行政機関等と十分な連携・協議のもとに事業を推進する。

(1) 加盟団体との連携

本協会に加盟する各団体と定期的な協議・調整の機会を設け、十分な連携のもとに事業を推進する。

(2) 行政機関団体等との連携

雫石町及び教育機関や各関係機関団体等と緊密な連携のもとに事業を推進する。

(3) 事業推進ビジョンの管理及び評価と見直し

毎年度において、事業推進管理検討会議を関係機関等の指導助言のもとに開催し、事業推進の評価と必要な見直しを行う。



II 事業の展開

目標 1 競技力の向上

本町においては、国民体育大会や岩手県民体育大会において、これまでに多くの優勝者や入賞者を排出し、特に、スキー競技においては県民体育大会の町村の部で総合優勝連覇を続けるなど目覚ましい活躍を見せている。その他の大会においても各種競技種目で優秀な成績を収める選手が多数に上っている。

これからも、本町の各種スポーツの競技力が恒常的に発展・向上するよう、加盟競技団体と連携を強化し、将来トップアスリートとして活躍する人材の発掘と育成及び選手の強化対策を積極的に推進する必要がある。

また、選手の育成強化を図るうえで重要なことは、練習施設環境の整備や優れた指導者を確保することであり、町内における環境整備を進めるほか、高校や大学及び企業などの専門性の優れた練習環境を求めることも必要である。

特に、競技力の向上は活動範囲の拡大と大きく関連するものがあり、強くなることを求めれば求めるほど国内外の遠方に出る機会が多くなり、それに伴い選手の負担も大きくなる。

このため、町及び関係機関団体等による緊密な連携のもとに加盟団体やその会員に対して、財政的な援助及び適切な強化指導など必要な支援事業を行う。

【重点事業】

(1) 加盟団体との協議・調整

本協会に加盟する26団体（競技団体21団体、地区体育会4団体、小中学校体育連盟1団体）及びスポーツ少年団と、定期的な「協議・調整の場」を設け、加盟団体の組織力強化と競技力向上に向けて、現状や課題及び目標等に関する情報の共有化を図る。

(2) 加盟競技団体に対する活動支援

各競技団体が目標として掲げる、競技力向上及び選手強化並びに競技普及等の事業を促進するため、必要に応じて財政面などの活動支援を行う。

(3) 指導者の養成確保

各競技に関する専門的指導者を養成するために、指導者研修会を開催するほか、特に必要と求める場合は専門的な研修会等に指導者を派遣できるよう支援する。

(4) 特定選手の活動支援

全国及び県レベルにおける各種競技団体等の強化指定となった選手に対して、その強化活動を支援するために必要な措置を講じる。

(5) 優秀選手等の表彰

本協会に加盟する競技団体に関連する全国及び県レベルの大会等において、当該年度において優秀な成績を収め、町のスポーツ競技力向上に貢献した選手及び関係者を表彰する。

目標 2 生涯スポーツの推進

子どもから成人及び高齢に至るすべての町民が、生涯にわたってスポーツを通じて健康の維持・増進を図るとともに、人生を楽しみ、健康で心豊かに生き生きと暮らすことができる社会をつくることが重要である。そのためには、町民それぞれが、年齢や体力、趣味や目的に応じて、気軽にかつ安全にスポーツを楽しむことができる対策を総合的に進める必要がある。

さらに、生涯健康で暮らすためには、子どものころから良い運動習慣を身につけることが重要であり、学校の授業における運動のほかに安全にスポーツに取り組む機会を増やす必要がある。また、健康寿命を延ばすことが大切であり、そのために、働き盛りである成人世代によるスポーツ活動の促進及び高齢者や障害者がスポーツに参加できる機会を拡大しなければならない。

こうした取組みを積極的に実行するために、雫石町スポーツ推進計画にもとづき、町をはじめ教育機関や保健・福祉関係機関、地区体育会などの加盟団体及び関係するすべての機関・団体等と連携を強化して実効性ある事業を推進する。

【重点事業】

(1) 青少年のスポーツ機会の充実

スポーツ少年団の活動等を通じて、青少年が安全に楽しくスポーツに取り組むことができるよう、各種大会運営や研修会及び指導者の養成などについて関係団体及び指導者等と連携して事業を実施する。また、幼児期や小中学校におけるスポーツ活動について連携して取り組むよう積極的な支援を行う。

(2) 成人のスポーツ活動の推進

子育て世代や働き盛り世代のスポーツの実施率を高めるため、加盟団体や保健・福祉関係機関等と連携して、多様なニーズを捉えたスポーツ関連事業及び健康教室などを開催する。また、町民の健康増進やスポーツへの参加誘導策として、参加実績に応じてポイントを付与する「マイレージ事業（仮称）」の導入の検討を関係機関と連携して進める。

(3) 高齢者等のスポーツ活動の推進

健康長寿社会を目指して、高齢者が生き生きと心豊かに過ごすことができるよう、それぞれの体力や身体能力に応じた事業の取組みにより、高齢者のスポーツへの参加機会の拡大を図る。

特に、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）予防等により健康長寿社会の実現を目指し、軽スポーツ大会や体操教室、健康づくり教室などを開催するため、加盟団体や保健・福祉関係機関等との連携を強化する。

また、障がいのある方が積極的にスポーツに参加できるよう、専門家のアドバイス等を得ながら、ニュースポーツ等の導入を促進する。

(4) 生涯スポーツ推進体制の強化

すべての町民がスポーツを通じて生涯健康で心豊かに暮らせるまちを目指した雫石町スポーツ推進計画を、関係機関等が一体となって推進する体制を強化する。

目標3 地域活性化の推進

スポーツの持つ力は無限大であり、本町が有する多様なスポーツ施設や温泉宿泊施設などの観光資源を生かし、スポーツによる地域の活性化を図る必要がある。

町には、総合運動公園をはじめ、一か所に複数面の運動場が集積する鶯宿運動場、屋内ゲートボール場、年間を通して活用できるクロスカントリースキー場、天然芝で整備された御明神運動場など他市町村にない特徴的なスポーツ施設がある。また、鶯宿温泉をはじめ多くの温泉旅館・ホテル及び民宿など宿泊施設が充実している。

このような優れた環境を生かし、町や観光協会及び関係機関団体と緊密な連携のもとに、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿のほか、大学や社会人実業団チーム、各種スポーツクラブチームなどの強化合宿や各種大会等の誘致を進める。

さらには、地域コミュニティの活性化を図るよう、地域の特徴あるスポーツ活動を積極的に支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの活動との連携・調整を図りながら円滑な事業運営に努める。また、プロスポーツチームや選手及びトップアスリートを招致して様々なイベントなどを開催し、町のイメージアップと地域における活力の高揚を図る。

【重点事業】

(1) スポーツ交流人口拡大による地域活性化

多様なスポーツ施設や宿泊観光施設等を生かし、各種スポーツ団体等の選手強化合宿の誘致及びスポーツ交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため県内外の参加者を多く見込んだ各種大会などを、町並びに関係団体等と十分に連携して企画実施する。また、いわてスポーツコミッション並びに盛岡広域スポーツコミッションと連携して、広域的な観点においてスポーツツーリズムの推進に努める。

(2) 地区別スポーツ活動による地域活性化

各地区には、歴史や伝統により引き継がれている数多くのスポーツ行事があり、このような事業は地域コミュニティの活性化のために大きな力となっている。

身近なところで気軽にスポーツに親しむことは、スポーツ活動への参加促進と地域内を活性化するうえで極めて重要であり、地区体育会などと連携して更なる事業の促進を図る。

(3) プロスポーツ等との連携による地域活性化

県内に拠点を置くプロスポーツチームやトップアスリートによるスポーツ教室及び講演会等を開催するほか、町民のスポーツに対する意識を高めるとともに町のイメージアップや町の活力の高揚を図るよう各種の事業誘致に努める。

(4) 総合型地域スポーツクラブとの連携

地域における多様な活動を行うことができる総合型地域スポーツクラブの活動については、互いに相乗効果を期するよう連携を図る。

目標 4 スポーツ環境の充実

多くの町民がいつでもどこでも気軽にスポーツに参加できるよう、スポーツの施設環境や指導体制を整えることが重要である。

町民が気軽にスポーツに参加するためには、安全で快適なスポーツ施設の確保が不可欠であり、これまでの指定管理者としての実績とノウハウを最大限に生かし施設環境の整備に努める。なお、施設の中には経年劣化等により老朽化が進んでいるものも見受けられることから、町と協議のうえで計画的に整備改修を進めるとともに、軽微なものについては独自の対応により利用者の安全快適な利用環境を確保する。

また、多様なスポーツニーズに対応できるよう、指導者の育成に努めるとともに、その人材が生かされるようスポーツ推進員やスポーツリーダーバンク登録者等と緊密に連携した指導体制を整備する。

今後は、一般的なスポーツに限らず、健康づくりや介護予防など幅広い分野における指導体制の確立が必要となることから、本協会自ら指導の体制を強化するよう職員による専門的な能力の向上を図る。

【重点事業】

(1) 施設の管理運営の充実

公共施設の指定管理者としての自覚を高め、スポーツ施設利用者のニーズを十分に把握して、施設利用に関する広報活動を充実し、利用者のサービス向上及び効率的な施設管理運営に努め利用者数の拡大を図る。また、職員スタッフの明るく懇切丁寧な対応により、利用者が楽しく快適に利用できる環境づくりを進める。

特に、利用者及び観客などが安全で快適な施設利用ができるよう、定期的な安全施設点検を励行する。

(2) 施設の整備改修等の促進

町と連携して、計画的な改修事業等を行い施設の適正な管理運営に努めるとともに、器具機材の整備充実を図る。

(3) 指導者の養成確保と活動の強化

各種の事業効果を高め、スポーツ参加者ニーズに応じた指導ができるよう関係機関団体等と連携して指導者の養成・確保と指導体制の確立に努める。

また、スポーツリーダーバンク等の活動を強化するため、各種研修会等への参加を促進するとともに、活動機会を増やし充実した活動ができる環境を整備する。

(4) 指導者等の組織化と連携強化

スポーツ推進員等の指導員及びスポーツ少年団の指導員のほか、各競技団体等の指導者が相互に情報を交換し、必要な課題等を共有するとともに連携して活動ができるように連絡・調整の場を設ける。

目標5 組織運営の強化

すべての町民に信頼され愛される本協会を目指して、役員と職員が一体となった事業の実施、会務の運営及び内部統制の確立などにより組織力の強化を図ることが重要である。

そのため、理事会等の役員活動を充実するとともに、事務局職員の意識改革及び事務事業や事務局体制の見直しなどにより、適切かつ効率的な会務執行を行うよう積極的な組織改革を実行する。

特に、町のスポーツ推進団体及び社会体育施設の指定管理者として自覚のもと、役員と職員が一体となってコンプライアンスを高め、町民の信頼とサービスの向上を期して重点的に対応するとともに、自立した組織の運営のために利用者のサービスを基本に据えた自主収益事業を積極的に拡大する。

また、組織力強化のために、民間の企業・団体等の協賛・参加及びスポーツボランティアなどの協力が必要であることから、可能な事業を積極的に導入する。

さらに、本協会は、制度改革によって一般財団法人となり、町のスポーツ振興に対して大きな社会的責任を有しており、そのためにも安定した財源基盤を確保することが不可欠であるため、基本財産の安全かつ効率的な運用を行うとともに、様々な手段を講じて安定した財源確保に努める。

【重点事業】

(1) 理事会及び監事会の充実強化

適切な事業の実施と会務の運営のために、理事の会務運営責任と監事の監査責任の体制を再構築して、事業や職務の遂行に対する役員の間与及び責任のあり方の明確化を図る。

(2) 事務局の意識改革と体制の強化

職務を適切かつ効率的、効果的に遂行するため、職員の資質向上と意識改革及び組織体制の見直しなどを着実に実行する。特に、指定管理事業に当たっては、重要な町の財産を預かり最良のサービスを提供する強い責任感と使命感をもって職務に当たる。

(3) 指定管理事業の対応強化

町の社会体育施設の指定管理事業者として、適正かつ充実した管理運営と管理体制を確立する。特に、法令規則並びに指定管理協定等を遵守し、安全性はもとより利用者サービスの向上を第一に据えた管理運営に努める。

管理運営に当たっては、常に施設利用者の満足度を把握しながら、公平・公正で安全・安心なサービスの提供と施設の利用促進を図るとともに、経費節減に配慮した管理運営を実行するよう施設管理業務マニュアルを整備する。

(4) 自主事業の取組み強化

施設の利用者サービスの向上が図られるよう、だれでも気軽に楽しくスポーツに参加し気持ちよく施設の利用ができるよう、自動販売機の設置等をはじめ収益を見込んだスポーツ教室などの自主事業を積極的に実施する。

(5) 関係機関との連携

スポーツ施設の指定管理事業や委託・補助事業等を円滑かつ適切に行うため、町及び関係機関等と定期的な協議の場を設ける。

(6) 利用者サービスの向上と情報発信の充実

本協会の情報発信を強化し、施設利用者の拡大と利用サービスの向上を図るため、ホームページの充実及び広報誌の定期的な発行などを行う。

(7) 民間団体等の協賛・協力体制の強化

本協会の体育事業に対する民間の企業・団体等による協賛・協力及びスポーツボランティアなどの協力を得られるよう、実行可能な事業の導入について町や関係機関と協議して積極的に推進する。

Ⅲ 事業の具体策

目標1 競技力の向上

〔主な具体策〕

1 加盟団体との協議・調整

- (1) 加盟団体等関係者と定期的な連絡・協議調整の場を設置する。
- (2) 加盟団体の年度別重点事業及び目標等を調査して情報の共有化を図る。
- (3) 加盟団体と連携し、各種スポーツの新たな事業の企画をする。

2 加盟競技団体に対する活動支援

- (1) 競技団体の競技力向上等の目標及び年度別事業計画を作成・整備する。
- (2) 競技団体の支援・指導及び事業規模に応じた活動支援補助金を交付する。
- (3) 必要に応じて選手派遣費等の一部を助成する。
- (4) 選手の発掘、育成、強化に関する指導及び助言を行う。

3 指導者の養成確保

- (1) 競技指導者養成研修会を開催する。
- (2) 必要と認める専門指導者研修会等への派遣を支援する。
- (3) 県体協と連携し、スポーツ医・科学講座を開催する。

4 特定強化選手の活動支援

- (1) 特定強化選手の活動を支援するため、激励金の交付など必要な措置を講じる。
- (2) 特定強化選手については、様々な機会を捉えて広く町民等に紹介し周知する。
- (3) スポーツ関係者と特定強化選手の交流を進め、支援の輪を大きく広げる。

5 優秀選手等の表彰

- (1) 優秀選手に対する表彰を行う。
- (2) スポーツ功労者に対する表彰を行う。
- (3) 表彰者等は、広報紙などにより広く町民等に紹介周知する。

目標2 生涯スポーツの推進

〔主な具体策〕

1 青少年のスポーツ機会の充実

- (1) 雫石町スポーツ少年団の事業を支援する。
- (2) 各加盟団体と連携し、幼少期における種目別体験会を開催する。
- (3) 保育園児・幼稚園児のためのチャレンジ教室を開催する。
- (4) 春季及び秋季のスポーツ少年団野球大会を開催する。
- (5) アルペンスキー大会、クロスカントリースキー大会を開催する。
- (6) 体協 Jr アスレティック教室を開催する。
- (7) インドアキッズベースボール大会を開催する。
- (8) 中学3年生スポーツ教室を開催する。
- (9) 御明神運動場は少年サッカーを中心として活用の促進を図る。
- (10) 安全安心にスポーツを行える環境を優先的に提供する。
- (11) 指導者養成のための研修会を開催する。

2 成人のスポーツ活動の推進

- (1) 町民グラウンド・ゴルフ大会を開催する。
- (2) 町民登山、ハイキングを開催する。
- (3) O B 野球大会を開催する。
- (4) 壮年ソフトボール中央大会及びふれあいソフトボール大会を開催する。
- (5) 町民ゲートボール大会を開催する。
- (6) 町民スキー大会を開催する。
- (7) 筋力アップ教室を開催する。
- (8) スポーツ参加による「スポーツ参加マイレージ事業（仮称）」を検討する。

3 高齢者等のスポーツ活動の推進

- (1) 高齢者向け健康増進教室（メタボ、骨粗しょう症、認知症予防）及び出前健康教室等を関係機関と共催する。
- (2) 障がい者の運動教室等を関係機関と共催する。
- (3) 長寿支援課の事業を支援する。
- (4) 町社会福祉協議会の事業を支援する。
- (5) 運動公園内グラウンドゴルフコースと屋内ゲートボール場の活用を促進する。

4 生涯スポーツ推進体制の強化

- (1) 生涯スポーツ推進関係機関団体の代表者による懇談会を開催する。

- (2) スポーツ関係者による「雫石町スポーツ人の集い」（本協会加盟団体等の関係者によるスポーツの普及・振興のための交流の場）を開催する。
- (3) 生涯スポーツの推進に関する専門家による講演会を開催する。
- (4) 町社会福祉協議会、健康センター、包括支援センターとの連携の場を設ける。
- (5) 町の各種事業協力を努める。

目標3 地域活性化の推進

〔主な具体策〕

1 スポーツ交流人口拡大による地域活性化

- (1) 岩手山ろくファミリーマラソン大会を開催する。
- (2) よしやれの里雫石グラウンド・ゴルフ交流大会を開催する。
- (3) 町内継走大会を開催する。
- (4) 町観光協会並びに盛岡広域スポーツコミッションなどと連携し、スポーツ合宿や各種大会の誘致に積極的な取組みを行う。
- (5) 新たな事業を企画実行するために、関係機関による連絡調整の場を設ける。

2 地区別スポーツ活動による地域活性化

- (1) 各地区における各種スポーツ大会の開催を支援する。
- (2) 地区体育会と連絡調整の場を設ける。

3 プロスポーツ等と連携による地域活性化

- (1) スポーツ教室・講演会を開催する。
- (2) 地元プロスポーツチームの応援観戦ツアーを企画する。

4 総合型地域スポーツクラブとの連携

- (1) 総合型地域スポーツクラブの活動を支援する。
- (2) 本協会の機能強化のため、地区体育会やスポーツ少年団、老人クラブ連合会等と連携し、総合型地域スポーツクラブとしての活動を目指す。

目標4 スポーツ環境の充実

〔主な具体策〕

1 施設の管理運営の充実

- (1) スポーツ施設利用者のニーズを把握するためにアンケート調査を行う。
- (2) ホームページや広報誌などにより施設利用促進の広報活動を行う。
- (3) 定期的に施設の安全点検を行い必要な措置を適切に講じる。
- (4) 施設の安全管理のため職員による研修会を開催する。
- (5) 運動施設管理者の資格を取得する。
- (6) 近隣の類似施設と連携し、施設管理などについて、連絡調整など対話の機会を設ける。

2 施設の整備改修等の促進

- (1) 施設・設備の検査を実施し、修繕及び改修箇所等の確認調査をする。
- (2) 既存施設の年次別整備改修計画を作成する。
- (3) 新たに必要な施設整備（器具機材含む）計画を作成する。
- (4) 小規模な修繕及び改修は、可能な限り本協会に対応する。

3 指導者の養成確保と活動の強化

- (1) スポーツ推進委員協議会との連携を図る。
- (2) スポーツリーダーバンクの運営及び活動を促進する。
- (3) スポーツボランティアの人員確保及び有効活用を図る。
- (4) 指導者の育成研修会を開催する。
- (5) 事務局職員の専門的な指導者能力の向上を図る。

4 指導者等の組織化と連携強化

- (1) 指導者の連携を強化するため連絡調整の場を設ける。
- (2) 県内外等の各種指導者講習会等の情報を取得し、関係者に提供する。

目標5 組織運営の強化

〔主な具体策〕

1 理事会及び監事会の充実強化

- (1) 適切な事業実施と会務運営のため、原則として毎月理事会を開催する。
- (2) 会計処理を厳格にするため、原則として監事による監査を四半期ごとに実施する。

2 事務局の意識改革と体制の強化

- (1) 職務能力の向上を図るため年2回以上の職員研修会を開催する。
- (2) 事務及び会計経理処理のマニュアルを作成し職務執行の適正化を図る。
- (3) 教育委員会と毎月の検討会を開き業務の改善及び執行の適正化を図る。
- (4) 会計・経理・財務の更なるスキルアップを図る。
- (5) 事務局体制強化のため、3部門体制（庶務、施設管理、スポーツ推進）を確立する。

3 指定管理事業の対応強化

- (1) 施設管理業務マニュアルを作成し適正な管理運営を行なう。
- (2) 指定管理者としてのリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する役員と職員の合同研修会を行う。
- (3) 指定管理計画に基づく事業効果と経費節減に関するモニタリングを実施する。
- (4) 町外類似施設の管理運営方法について他団体等の視察を行う。

4 自主事業の取組み強化

- (1) 自動販売機の適正な設置場所や設置規模の拡大を図る。
- (2) 会員制のスポーツ教室等を充実・拡大を図る。
- (3) ニーズに適したスポーツ事業を企画し実行する。

5 関係機関との連携

- (1) 適切な事業実施のため、教育委員会と定期的（毎月）連絡会議を開催する。
- (2) 施設管理の向上のため、町が設置する「運営協議会」の意見を広く聴き組織運営の強化を図る。
- (3) 商工会及び観光協会等と連携し情報交換の機会を設ける。

6 利用者サービスの向上と情報発信の充実

- (1) 本協会のホームページの内容を充実する。
- (2) 本協会の広報紙（スポーツ協会瓦版）を毎月発行し、身近な情報発信に努める。

7 民間団体等の協賛・協力体制の強化

- (1) スポーツ推進に対する民間企業・団体等の広告協賛事業を創設する。
具体例：① 広報紙や封筒などへの企業等広告
② 主な大会におけるスポンサー制度
- (2) スポーツの普及促進のため各種大会等の民間企業団体等の参加を要請する。
- (3) 協賛団体及び協力者に対する感謝・表彰制度を設ける。
- (4) 民間企業・団体等の社内スポーツ事業への講師派遣等の支援を行う。

